

教案:交通安全について

1. 目的、ねらい

留学生活において最も気をつけなければならないのは「交通事故に遭わない」ということである。残念ながら、彼らが交通事故を起こしたり、交通事故に巻き込まれたりというケースは後を絶たない。確率は日本人一般より高いというのが現状である。それは彼らが日本の交通ルールや交通感覚を知らないところによるものが多いと考えられる。よって、来日初期の段階で日本の交通安全についての知識や普段の心算、万一起こった時の対処等について伝えたい。

2. 解説と授業の展開

(1) 交通感覚の違い

母国の家族が一番心配しているのは留学中、君達が病気にならないか、交通事故に遭わないかということ。外国で生活するという事は「交通規則が違う」ということだけではなく、「交通感覚も違う」。そこから変えないと事故に遭ってしまう。また、外国で交通事故に遭ったら、「自分一人では解決できない」。結局、教師や周りの人々に頼らざるをえなくなる。

→外国で生活する上で、自分達は「何も知らない子ども」であるという認識必要。

(2) 留学生の事故のパターン 留学生の事故のほとんどが「自転車に乗っている時」である。(※全て、本校の留学生の実話が基であることを強調し、現実起こりうるという感覚を持たせる) まず、どんなパターンがあるか、考えさせる。そして、学生たちから挙げたものから)にパターンを確認する。(※絵や紙人形を使い、視覚的にイメージさせる)

ア. 留学生(自転車) 対 相手(止まっている自転車)

イ. 留学生(自転車) 対 相手(動いている自転車やバイク)

ウ. 留学生(自転車) 対 相手(自転車)

エ. 留学生(自転車) 対 相手(折行者)

オ. 留学生(自転車) 対 物(木や謝長など)

(3) 加害者か被害者か さきほどの各パターンを使って、留学生が「加害者の場合」も「被害者の場合」もあることを認識させる。

→どちらの場合も「自分一人では解決できない」。例えば、相手をケガさせた場合の「損害 R 割」について、どんな費用が必要となるか考えさせる。

①治療費 ②休業損害 ③慰謝料

→留学生用の損害保険にきちんと加入しておかないと、とても自費では払えないことを実感させる。

(4) 危険予測警視庁のホームページにある「危険予測トレーニング 自転車編」より、2例をスクリーンに投射して見せる。

それぞれの例につき4つの危険予測をさせ、答えを確認していく。

(5) 自転車乗車での禁止事項自転車に乗る上で、やってはいけないことを考えさせる。スクリーンの画像で答えを確認していく。①二人乗り ② 並進走行 ③信号無視 ④ 餅酉車転⑤夜間の無灯火走行

(※かさをさしたままでは危ないとか、これ以外の意見もどんどん出させる)

(6) 事故時の対処について もし事故が起きたら、どうしたらいいか、考えさせる。

① まず、被害者の救護。

119番に連絡し、救急車が来るまで応急処置をする。

(※自分で救急車が呼べない時には、周りの日本人に協力を呼びかける。「救急車をお願いします」)

② 警察へ連絡 (110番) し、現場検証してもらう。

「交通事故証明書」を発行してもらわないと損害保険が使えない。

(※軽症の場合も、本人どうしの「示談」ではなく、警察に間に入ってもらうべきであることを教える)

③ 保険会社への連絡。

(※ この手続きは自分では無理なので、学校や担任に先生に連絡し、保険担当の先生に相談にのってもらうこと)

以上

交通安全について

1 外国で生活するということは・【交通規則が違う】だけでなく、【交通感覚も違う】。
そして、【自分一人では解決できない】。

2 留学生の事故のほとんどが【自転車に乗っている時】

- ア、留学生(自転車) 対 相手(止まっている自動車)
- イ、留学生(自転車) 対 相手(動いている自動車やバイク)
- ウ、留学生(自転車) 対 相手(自転車)
- エ、留学生(自転車) 対 相手(歩行者)
- オ、留学生(自転車) 対 物(木や電柱など)

3 自分が【加害者(かがいしゃ)の場合】も【被害者(ひがいしゃ)の場合】もある。どちらの場合も、【自分一人では解決できない】。

例えば、相手をケガさせた場合の「損害(そんがい) 賠償(ばいしょう)」

①治療費 ②休業(きゅうぎょう) 損害(そんがい) ③ 慰謝料(いしやりょう)

4 危険予測

写真を見ながら、考えてみよう!

5 やってはいけないことは・

- ①二人乗り ②並進走行 ③信号(しん う) 無視(むし) ④飲酒(いんしゅ) 運転(うんてん)
- ⑤夜間(やかん)の無灯火(むとうか) 走行

6 もし事故が起きたら・

①まず、被害者の救護。

119 番に連絡しが来るまでをする。 救護(きゅう)、救急車(きゅうきゅうしゃ) 応急(おうきゅう) 処置(しよち)

②警察にへ連絡(110 番)し、現場検証してもらおう。

「交通事故証明書(しょうめいしょ)」を発行してもらわないと、損害(そんがい) 保険(ほけん) が使えない。

※ 軽症の場合も、当人どうしの「示談(じだん)」ではなく、警察を呼んだほうがいい。

③保険会社への連絡。

→これは自分では無理なので、学校や先生に相談してください。

以上